

令和8年に申請を受け付けるBS放送に係る 基幹放送局の免許方針案等に対する意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和8年5月1日(金)から同年6月4日(木)まで
- 提出意見件数 : 11件(放送関係事業者等: 7件、個人: 4件)
- 意見提出者 :
 - 放送関係事業者等 【7件】 (意見提出順)
日本放送協会、〇〇株式会社、日本BS放送株式会社、スカパーJ S A T株式会社、一般社団法人衛星放送協会、株式会社CS日本、株式会社放送衛星システム
 - 個人 【4件】

No	意見【意見提出者名】	総務省の考え方	修正の有無
全体的事項			
1	<p>衛星放送は、平時において視聴者に多種多様な番組を届ける伝送路として、災害発生時においても確実かつ迅速に必要な情報を届ける重要な伝送路として機能してきました。</p> <p>またNHKは必須業務として衛星放送を行うことが義務付けられており、これまで衛星放送の充実に努めてきたほか、首都直下型地震等により地上放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国への情報の提供が確保されるよう衛星放送を活用した取り組みを進めてきています。</p> <p>今後もNHKおよび民間放送事業者が視聴者に対し、その役割を適切に、切れ目なく果たしていくことが重要です。そのために、単にインフラコスト抑制の観点にとどまらず、衛星放送事業の継続性や高い技術に裏打ちされた実績・安定性の観点も必要であると考えます。</p> <p>現在の審査基準案では、インフラコスト抑制の観点が非常に強調されてい</p>	<p>本免許方針による申請の受付は、電波法第6条第8項の規定に基づき公募するためのものであり、御指摘の衛星放送事業の継続性や技術的能力の観点については、関係法令に基づき、事業計画の確実性、技術基準への適合性を絶対審査事項としているほか、本免許方針(案)第4条(5)において、安全・信頼性を確保するための対策を比較審査事項としています。</p>	無

	<p>ますが、衛星放送（インフラ）事業のこれまでの実績や継続性の確保に関する取り組み、高い技術に裏打ちされた安定性の確保に関する取り組み、適切なインフラコスト水準の設定のいずれもが適正に評価され、結果として、視聴者が持続的な放送サービスを楽しむことができる審査基準となるよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>		
2	<p>先般の意見募集における放送事業者の切実な現状を考慮された内容であり、放送事業者が期待するインフラ料金の低廉化につながることを大いに期待している。</p> <p style="text-align: right;">【〇〇株式会社】</p>	全体として賛同の御意見として承ります。	無
3	<p>全体として、衛星基幹放送事業者への情報開示、衛星基幹放送事業者の負担額及び衛星基幹放送事業者の意向の聴取に関する事項に関する規定が充実され、「衛星放送ワーキンググループ取りまとめ」（令和6年10月）において示された方針 i）ハード事業者が衛星を共同で調達・打上げを行う。ii）放送用の左旋の中継器を搭載しないといった点についても盛り込まれ、いずれも衛星基幹放送事業者の主張を概ね踏まえたものとなっていることから、本免許方針案の方向性に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【日本BS放送株式会社】</p>	本案の方向性への賛同の御意見として承ります。	無
4	<p>新たに調達する衛星に求められる要件として記載事項に同意いたします。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJ S A T株式会社】</p>	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
5	<p>今回示された訓令においては、「デジタル時代の放送制度に関する検討会」のよとの「衛星放送WG」の取りまとめの内容を盛り込んでいること、および、本年2月に行われた「今後のBS及び東経110度CSに係る衛星放送インフラのあり方に関する意見募集」において、弊協会及び会員社が提出した意見の内容が多く取り入れられていることから、当該訓令について賛同いたします。</p> <p>特に、第3条（3）衛星基幹放送事業者の負担額イの項で「既存の放送局設備供給役務の料金よりも低廉なものであること」を基準に加えていることは、インフラコスト低減に資するものであると評価します。</p> <p>審査にあたっては、次期共同衛星は、インフラコスト低減の基本であることから、衛星放送事業者は早期に実用化されることを希望していることを考</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>早期の実用化については、今後の手続における要望として承ります。</p>	無

	慮していただくことを希望いたします。 【一般社団法人衛星放送協会】		
6	本訓令は、申請者が申請者以外の者との連携する場合においては当該申請者以外の者にも適用されるもの、と理解しております。したがって、その趣旨に沿った運用がなされることを要望いたします。 【株式会社CS日本】	本免許方針は、申請者以外の者に適用するものではありませんが、BS・CS共同衛星による調達・打上げ、衛星基幹放送の業務を行うことを通じて、インフラコストの低減が図られることが期待されます。	無
7	今回の免許方針は、昨年度まで開催された「衛星放送ワーキンググループ」での取りまとめ及び本年行われた意見募集の結果が反映されていると拝察され、おおむね妥当なものであると考えます。 【株式会社放送衛星システム】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
免許方針第3条（絶対審査事項）			
8	<第3条(1)> 全ての項目に関して、賛成。放送事業の継続に必要な重要項目が盛り込まれている。 【OCO株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
9	<第3条(2)> ウについて、衛星基幹放送事業者に対しての情報開示は、過去においては、説明不足が大いにあったと言わざるを得ない。また、既存の免許事業社においては、衛星基幹放送事業者あるいはその関連会社が株主であり、それ以外の社との情報格差が存在していることも問題である。全衛星基幹放送事業者が平等に扱われることが望まれる。 エについて、中長期の情報が衛星基幹放送事業者にもたらされることは、非常に重要である。別記載した情報格差の問題もないようにすべきである。 【OCO株式会社】	第3条(2)において「対象となる衛星基幹放送事業者に等しく情報開示を行うもの」としています。	無
10	<第3条(3)> 衛星基幹放送事業者の負担額の項目が明確であり、インフラ料金の低廉化が促進されることが期待される。ア～カ以外の負担要素があるならば、免許取得希望事業者が、自ら明らかにすることを追加していただきたい。 【OCO株式会社】	負担要素については「ア 放送局設備供給役務の料金の見込額」に記載することとしています。	無
11	<第3条(4)> 大賛成。衛星基幹放送事業者の意向を聴取する公の場が必	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	<p>要と考える。</p> <p style="text-align: center;">【〇〇〇株式会社】</p>		
12	<p><第3条(3)及び第4条(4)></p> <p>放送局設備供給役務の料金の見込み額について、既存の料金より低廉なものとする方向性が規定されていることについては、衛星基幹放送事業者の強い要望を踏まえたものであり、賛同する。</p> <p>この点につき、本免許方針案を踏まえ、免許人たる基幹放送局提供事業者は、効率性を重視した事業運営・経営を進めることが必要であり、総務省においても、第3条(5)と相まって、こうした視点を踏まえた審査を実施されることを強く要望する。</p> <p>もっとも、放送局設備供給役務の料金を含む約款は、免許期間において一度決定されれば、当然に継続するものではなく、国外・国内の社会経済情勢を踏まえて、適時見直していくことが重要である。免許人たる基幹放送局提供事業者が、衛星基幹放送事業者と対等の立場で、適切かつ誠実に放送局設備供給役務の料金について交渉するために、第3条(4)と相まって、双方の共通認識となり、話し合いの参考となりうるデータとして、放送局設備供給役務の料金に関する本邦と海外主要国との比較を定期的に調査の上、公表することを要望する。</p> <p style="text-align: center;">【日本BS放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>御要望に関しては、審査時の参考として承ります。</p>	無
13	<p><第3条(5)></p> <p>衛星基幹放送の業務を継続するためには、基幹放送局提供事業者には、地上放送設備（ハード）が確保されているのみならず、国際電気通信連合が定める無線通信規則の策定・改定に対する貢献など、ソフト面においても、既存の基幹放送局提供事業者がこれまで担ってきた役割と同等のものが要求される点についても、当審査基準において明確に担保される必要があると考える。</p> <p style="text-align: center;">【日本BS放送株式会社】</p>	<p>第4条(3)エにおいて、衛星基幹放送の普及を図るための活動計画等を審査することとしています。</p>	無
14	<p><第3条(1)ア、イ、ウ、エ、オ></p> <p>当該衛星基幹放送は高度な衛星運用、周波数管理、地上局運用、24時間監視体制等を必要とする公共性の高い事業と認識しております。本免許審査においては、信頼性、寿命、調達費用を含めた調達方法、衛星の打上げ</p>	<p>長期安定運用可能性等については、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第3条第1号の規定に基づく事業の確実性に加え、本免許方針第3条(1)及び第4条(1)において設計寿命までにおける事業</p>	無

	<p>の失敗又は遅延した場合の対応の方法、軌道上運用方法等が適正であることに加え、長期安定運用可能性や継続的サービスの提供能力も踏まえた総合的な審査が行われることを希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJ S A T株式会社】</p>	<p>計画、経理的基礎について審査することとしています。</p>	
<p>15</p>	<p>＜第3条(1)カ 及び 第4条(5)＞</p> <p>申請者単独による申請の場合において、放送衛星業務用周波数以外の全ての周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）に係るアップリンク用地球局設備を申請者自ら保有又は整備せず、既存の衛星基幹放送事業者等のその他第三者の設備を利用することを前提とする場合には、本申請時点において、当該設備を保有する事業者からの正式な利用同意又は利用確約を取得していることを明示的に要件化することを希望いたします。</p> <p>本審査基準案（絶対審査事項(1)衛星調達方法 力）は、「放送衛星業務用周波数以外の全ての周波数（右旋円偏波）」について、衛星基幹放送の業務に活用することを求めているところ、その実現には、衛星本体のみならず、アップリンクを行うための地球局設備及び運用体制の確保が不可欠となります。しかしながら、申請者が当該設備を自ら整備しない場合、既存事業者の設備利用に依存することとなるため、申請時点で具体的な利用権限又は合意が存在しない場合においては、免許交付後に設備利用交渉が不調となり事業が遂行できなくなるリスクに加え、審査段階において、事業遂行能力の公平な比較が困難となると考えます。特に、本件は限られた衛星周波数資源の有効利用に関わる制度であり、実現可能性の低い申請を排除する観点からも、設備利用の確実性を事前に担保する必要があると思料いたします。従いまして、申請者が当該周波数に係るアップリンク用地球局設備を自ら保有又は整備しない場合には、当該設備を保有する事業者から、当該設備の利用に関する同意又は確約を得ていることを示す資料等を申請時に提出することを、申請時の必須要件とすることを希望いたします。</p> <p>また、仮に、当該設備を保有する事業者からの利用同意又は利用確約を示す資料の提出を申請時の必須要件としないとする場合においては、絶対審査事項(5)「衛星基幹放送の業務を継続するために必要な設備・体制の整備」につきましても、既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に必要な地上に配備する衛星基幹放送の業務の用に供する番組送出設備、中継回線設</p>	<p>申請者単独による申請の場合において、第三者からCS放送に係る無線設備等を借り受けて衛星基幹放送業務を実施する計画である場合は、当該第三者の同意書等それを証する資料を添付していただくことを想定しており、その旨、申請マニュアルで明確化します。</p>	<p>無</p>

	<p>備及び地球局設備の確保までは求めず、同程度の実現可能性の確認にとどめて、審査基準全体として総合的な要件設定としていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJ S A T株式会社】</p>		
16	<p><第3条(5)></p> <p>本絶対審査事項においては、衛星基幹放送事業者に求められる設備・体制の範囲を明確化することが望ましいと考えます。従来の衛星基幹放送においては、番組送出設備及び中継回線設備について、放送番組を供給する放送事業者側が整備・運用しております。このため、本件審査においても、衛星基幹放送事業者自らが番組送出設備又は中継回線設備を保有・運用することまでを一律に求めるものではないことを、解釈上明確化することが適当であると考えます。あわせて、外部事業者との契約その他合理的方法により、継続的かつ安定的な放送実施体制が確保されている場合には、本要件を満たすものとして取り扱うべきと思料いたします。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJ S A T株式会社】</p>	<p>番組送出設備及び中継回線設備の整備を一律に求めるものではなく、既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に設備の整備が必要な場合に限り、必要な設備の確保を求めるものです。また、「外部事業者との契約その他合理的方法により、継続的かつ安定的な放送実施体制が確保されている場合」には、それを証する資料を添付することで本要件に適合するものとしします。</p>	無
17	<p><第3条(1)カ></p> <p>以下の2点を絶対基準に加えることについて、賛同いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放送衛星業務用周波数以外の周波数を使用した衛星基幹放送に係る無線設備を併設し、その調達および打上げを行うこと」 ・「放送衛星業務用周波数以外のすべての周波数（右旋円偏波に限る）を活用して衛星基幹放送を実施すること」 <p>これらは、「衛星放送ワーキング」でまとめられた「衛星放送インフラコストの低減」に向けた方向性に沿うものであり、また当社が提出した「今後のBSおよび東経110度CSに係る衛星放送インフラのあり方等に関する意見」が反映されているものとして評価し、賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社CS日本】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
18	<p><第3条(2)></p> <p>「衛星基幹放送事業者への情報開示」を絶対基準とすることは、必要不可欠な条件であり、これについても当社が提出意見を踏まえた内容として賛同いたします。特に、以下のような具体的な開示項目を絶対審査基準とする点は重要であると考えます。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<ul style="list-style-type: none"> ・ウ項「…略…料金の算定根拠、コスト構造及びコスト削減の取組に関する内容」 ・エ項「…略…衛星基幹放送事業者が放送するに当たって必要となる情報に関する事項として開示する内容」 <p style="text-align: right;">【株式会社CS日本】</p>		
19	<p><第3条(3)イ> 料金の見込み額（いわゆる約款料金）について、既存の放送局設備供給役務の料金よりも低廉であることを絶対審査基準に含めることは重要と考えます。これは、当社含め利用放送事業者の将来にとって極めて重要な要素であり、当社の提出意見を踏まえた内容として賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CS日本】</p>	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
20	<p><第3条(4)> 「衛星基幹放送事業者の意向の聴取」について、衛星運用開始後も継続して実施されることは重要であり、この点についても賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CS日本】</p>	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
21	<p><第3条(1)> 超高精細度テレビジョン放送に係る公募以降に「ア」では「当該衛星基幹放送の業務を維持するために必要な経理的基礎の確保に係る」、「イ」では「かつ安価にするための工夫がされているもの」が、加えられていますが、これはこれまでのワーキング及び意見の反映と理解しております。また、「カ」にありますBS及びCSの右旋円偏波の共同衛星の指定についてはワーキングの結果を反映しているものですので妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社放送衛星システム】</p>	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
22	<p><第3条(2)> 「中長期の事業計画」が加えられていますが、これも必要な事であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社放送衛星システム】</p>	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
23	<p><第3条(3)> 「イ」にあります「既存の放送局設備供給役務の料金よりも低廉なもの」という記述につきましては注目されている事項という事で理解いたします。「エ」の「アの料金の見込み額は、放送局設備供給役務の提供条件に</p>	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	<p>応じた料金区分が設定されていること。」につきましては今後の在り方も含め十分検討していきたいと考えております。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社放送衛星システム】</p>		
24	<p><第3条></p> <p>なお、前回の共同衛星(BSAT-3c/JCSAT-110R)の公募の際の(審査事項)には、「放送衛星業務用周波数以外の周波数を使用する無線局を併設する場合の条件」がございましたが、今回は記載されていないように見受けられます。</p> <p>その際に「放送衛星業務用周波数以外の周波数を使用する衛星放送(以下「CS放送」という。)を行う無線局を併設する場合」については、</p> <p>「(ア)衛星を制御するための共通部を除き、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星放送(以下「BS放送」という。)及びCS放送に係る送受信機はそれぞれ独立した構造であり、他方の不具合等の影響を受けにくい構造であること。</p> <p>(イ)会計上の分離が可能であり、案分方法等について合理的であることが示されていること。</p> <p>(ウ)衛星の不具合により必要な電力が得られない場合等の障害発生時には、BS放送を優先するものであること。」</p> <p>という記載がありましたので、同様の内容を記載するのが望ましいのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社放送衛星システム】</p>	<p>御指摘の審査事項(ア)に関して、本件のBS放送に係る基幹放送局は、CS放送の無線設備が併設されることを前提とするものであることから、本免許方針(案)において独立構造とすることは求めません。</p> <p>(イ)に関しては、第3条(2)ウにおいて料金の算定根拠、コスト構造等の情報開示等を求めており、役務提供に係る会計区分や按分は適切に行われるものと認識しています。</p> <p>(ウ)に関しては、現在において、BS放送と東経110度CS放送の受信環境に差異はなく、どちらも基幹放送の位置づけであることから、障害発生時の対応については法令に基づき適切に対応いただきたいと思います。</p>	無
25	<p><第3条(1)ア～ウ></p> <p>上記2つの条件を満たすにはNHKと地上基幹放送局による新規参入を妨害する行為を一切禁止すること及びNHKによる違法な受信料徴収を止める事が必要である。</p> <p>新規参入があれば衛星放送事業者数の現状維持に繋がり撤退による1事業者あたりの負担額の増加を防げる。</p> <p>NHKによる違法な受信料徴収を止める事は衛星放送視聴者の減少を止めるのに最も効果的であり、逆に視聴者が増加する。</p> <p>視聴者の増加は新規参入事業者の増加という市場活性化をもたらす。</p> <p>衛星放送市場の維持は衛星基幹放送の業務を維持する事に繋がり、衛星</p>	<p>新規衛星基幹放送事業者(ソフト)の参入に関する御意見については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の放送行政に対する一つの見解として承ります。</p>	無

	<p>放送協会加盟企業による安定した衛星打ち上げ資金の供出に繋がり高い信頼性を有する衛星を調達することが長期にわたって可能になる。</p> <p>NHKと地上基幹放送局による総務省を含む政策への政治的干渉はむしろ放送産業の市場を歪め、むしろ外資が市場を独占する国内産業の自殺行為を幫助する事になる。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
26	<p><第3条(1)イ></p> <p>上記に関しては人工衛星に搭載するバッテリーを無くす又は緊急性の高い24時間ニュース放送を行うトランスポンダ以外は春分・秋分の時期の食(衛星が地球や月の影になる現象)の際は放送休止にする事で衛星そのものの製造コストの低減及び衛星重量の削減による打ち上げコストを削減する事が可能である。</p> <p>人工衛星には信頼性の高い従来型バッテリーを使用するといっても現在の情勢では原材料となる貴金属類が高騰し値下がりすることは今後も見られない為、完全24時間放送を行わない事に合理性がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>人工衛星の調達及び打上げ等に要する費用をより低廉にするための工夫については、申請者において具体化され、第4条(2)において比較審査することとしています。</p>	無
27	<p><第3条(1)エ></p> <p>衛星の打上げの遅延は発生する確率は最も高く世界的な石油供給の混乱及び経済情勢の悪化は衛星の製造コストを大幅に上昇させ、既に維持不可能なレベルで経営が悪化している放送事業者による追加投資拒否による製造遅延が予想される。</p> <p>この場合、現状存在する衛星を長く維持する必要があり方法としては方法論としては使用電力量を削減し太陽光パネル・搭載バッテリーの劣化を考慮しても放送を継続できる方法を今現在から速やかに行うべきである。</p> <p>最も効果的な使用電力量を削減は4K及び8K放送の原則無期限の即時停止であり、使用するトランスポンダの数量を削減する事で太陽光パネル・搭載バッテリーの一部が故障しても予備システムの活用で2K放送を維持する事が可能である。</p> <p>地上基幹放送が運営する民間放送の4K放送は2027年にも撤退が決定しているが、これを今年に前倒しするべきである。</p> <p>また、もはや普及の見込みのない4K及び8K放送もNHKと未だ残存して</p>	<p>現用衛星の活用、4K・8K放送の今後の在り方については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	いる通販事業者が運営する民間放送も打ち切りを強制すべきである。 【個人3】		
免許方針第4条（比較審査事項）			
28	過去においては、競願した実績は無かったと思われるが、今回は、複数社の申請があり、比較審査基準が重要な要素となり、更なるインフラ料金の低廉化に繋がることが期待される。 【〇〇〇株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
29	<免許方針第4条(2)> 比較審査基準において、もっとも重要視すべき案件。ポイントを他の項目よりも大きくすることが必要 【〇〇〇株式会社】	コストの低廉化以外の項目も重要な要素と考えており、配点は原案どおりとさせていただきます。	無
30	申請が2以上提出され、割り当てることができる周波数が不足する場合に備え、本審査基準案では、基幹放送局開設の根本基準に加え、詳細な審査基準が別途定められている。しかしながら、衛星放送ワーキンググループ取りまとめ（令和6年10月）において示された方針では、「iii)共同衛星の管制・運営の在り方について更に検討を進め、衛星放送におけるインフラコストの低減と安定的な運用の両立を実現する」とされている。したがって、既存の基幹放送局提供事業者は、共同衛星の管制・運営について、十分に協議していただく必要がある。既存の基幹放送局提供事業者は、衛星放送市場全体が縮小する中で、効率化に向けて、知恵を出し合い、それぞれの強みを生かし協力して対処することが必要であると考え。総務省におかれても同ワーキンググループの方針にしたがい、申請のタイミングまで、既存の基幹放送局提供事業者に話し合いを促していただくことを要望する。 【日本BS放送株式会社】	本件は免許方針案に関する意見募集であり、ご記載の内容につきましては本意見募集の対象としてはおりません。	無
31	今回項目が多くなっておりますが、これもワーキング及び意見募集の結果の反映と理解しております。 この中で（3）に衛星基幹放送事業者への情報開示及び協議について改善計画を求める記載および今後の衛星放送の普及に関する記載がございます。これについても十分検討を行い、申請を行う所存であります。また、（5）の自然災害、サイバーセキュリティ等危機管理についても昨今の社会情勢からは必要な事項であると考えますので妥当な項目であると考え賛同いたしま	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	す。		
		【株式会社放送衛星システム】	
その他審査基準			
32	<p>○衛星基幹放送事業者が平等に扱われる体制の会社 衛星基幹放送事業者の一部が株主であり、他の事業者との大きな情報格差等が無いような者が優先されるべき。 放送事業者が、主要株主を占める社は、情報格差の対策を明確にすべきである。</p> <p>【〇〇〇株式会社】</p>	<p>情報提供の均一化は、第3条(2)で絶対審査事項としています。</p>	無
33	<p>○衛星基幹放送事業者の選択肢 衛星とリンクしている管制等を含めて、衛星基幹放送事業者が選択できるサービスのメニューが充実している事業者が優先されるべき</p> <p>【〇〇〇株式会社】</p>	<p>衛星基幹放送事業者の選択肢は、第3条(3)エで絶対審査事項としています。</p>	無
34	<p>○CSの基幹放送局提供事業者との連携 衛星放送全体（CS含む）の普及発展（インフラ料金の低廉化）が促進されることも比較審査基準に必要</p> <p>【〇〇〇株式会社】</p>	<p>「CSの基幹放送局提供事業者との連携」に関しては、第3条(1)カにおいて、BS・CS共同衛星による調達・打上げ、衛星基幹放送の業務を行うこととし、インフラコストの低減を促進するものです。</p>	無
35	<p>独占禁止の条文を盛り込んで欲しい。 国外では富豪イーロン・マスクがSpaceXにより、環境法などを全く無視した 酷い打ち上げを乱発して、人工衛星シェアを独占している。 このような企業が参入しては、BSチャンネルが独占され、公正な放送が阻まれるのは目に見えている。 また衛生設置に関しても、環境アセスメントを義務付けるべきだ。</p> <p>【個人1】</p>	<p>独占禁止や環境アセスメントへの配慮については、各関係個別法令により規制されていると承知しています。</p>	無
36	<p>【要旨】 本提言は、日本の重要インフラであるBS放送の安全性を確保するため、外国勢力による人的・技術的・組織的な介入を未然に防ぐことを目的としています。令和6年に発生したNHK国際放送における中国籍スタッフによる不適切な発言事案は、悪意を持った内部人員の存在により放送内容が容易に占拠されるという、インフラ管理上の構造的脆弱性が存在することを露呈させました。単なる放送内容の改ざんに留まらず、衛星システム自</p>	<p>安全・信頼性の確保については、関係法令で絶対審査事項としているほか、本免許方針（案）第4条(5)において、比較審査事項としています。</p>	無

体の制御権奪取という国家安全保障に直結する事態をBS放送で再発させないため、現行の方針案にある経済安全保障上のリスクに対する取組を具体化し、重要業務への従事者選定基準の厳格化、主要設備および部品の調達先を日本国内に限定するサプライチェーン対策、バックドア等を排除する技術的検証の義務化の3点を審査基準の柱として強化することを提言します。

【1. 人的安全保障：重要業務への従事者管理】

内部からの破壊工作や情報漏洩、スパイ活動を物理的・組織的に防ぐための対策です。NHKの事案が示す通り、放送現場への外国勢力の影響排除は急務です。衛星の管制、送出システムの管理、暗号鍵の運用など、放送の根幹に関わる業務には外国籍者を従事させないことを要件とすべきです。従事者の国籍だけでなく、公的な適性評価制度であるセキュリティ・クリアランスに基づき、外国政府との利害関係や背景を調査し、信頼性が確認された人員のみを配置する体制を求めるべきです。また、重要システムの操作において、いかなる場合も単独での操作を許さず、日本人技術者同士による相互監視である二人制を徹底する計画を評価対象に加えるべきです。

【2. サプライチェーン：調達先の厳格化と汚染排除】

製造工程や部品を通じた不正プログラムの混入や、技術的依存によるリスクを防ぐための対策です。衛星本体、トランスポンダ、送出設備等の特定重要設備について、資本構成、役員構成、製造拠点が日本国内にある信頼できる日本企業からの調達を原則とすべきです。経済安全保障上のリスクが高い国で製造された部品、あるいはそれらを使用しているサブシステムを供給網から完全に排除するトレーサビリティの証明を求めるべきです。さらに、申請者およびその主要取引先における外国資本の比率を精査し、外国勢力の不当な影響力が及んでいないことを絶対審査事項として厳格に確認すべきです。

【3. 技術・運用：物理的・論理的防衛の強化】

外部からのサイバー攻撃や、機器に仕込まれた罠を検知・遮断するための対策です。納入される機器に対し、X線検査等による不正回路の混入確

	<p>認や、ソフトウェア部品表であるSBOMの提出によるプログラムの出所確認を義務付けるべきです。衛星の制御系統であるコマンドリンクをインターネット等の外部ネットワークから完全に物理隔離するエアギャップを構築し、外部からのリモートアクセスを不可能にする構成を必須とすべきです。現在比較審査事項となっている地上放送設備の物理的セキュリティ対策を、免許交付の前提となる絶対審査事項へ格上げし、不正侵入や破壊工作に対する防衛基準を明確にすべきです。</p> <p>【4. 審査制度の実効性向上】</p> <p>これらの対策が形骸化しないよう、審査プロセス自体を強化するための提案です。比較審査における加点要素に留まっている経済安全保障対策の一部を、最低限満たすべき絶対審査事項として定義し直すべきです。免許取得後も定期的にセキュリティ監査を実施し、外国勢力の影響が認められたり、供給網の健全性が損なわれたりした場合には、即座に免許を取り消す等の厳格な措置を設けるべきです。セキュリティ対策の詳細は、すべて日本語で作成された詳細なマニュアルとして提出させ、日本の専門家による技術的検証を徹底すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
37	<p>令和8年度のBS放送免許方針案に対し、放送インフラのあり方として強く反対の意を唱える。特に、NHKのBS放送受信料が地上波とは「別料金（追加徴収）」として扱われている現状は、国民にとって極めて不合理であり、納得しがたい。</p> <p>放送法やその運用が、公共放送としてのNHKの地位を絶対視し、国民から有無を言わず受信料を徴収する仕組みは、現代のデジタル環境において既に限界を迎えている。地上波、BS、さらにはネット配信までが混在する中で、なぜ放送形態が変わるたびに受信料を上乗せするのか。これは公共放送という名の下に、国民の財布を二重三重に狙う「囲い込み」に他ならない。仮にBS放送を「高度な付加価値サービス」と位置づけるならば、それは本来、受益者負担（見たい人だけが契約し、払う仕組み）であるべきだ。</p> <p>技術が高度化し、地デジや光回線等の普及に巨額の税金が投入されたにもかかわらず、その恩恵を国民が享受するどころか、逆に視聴の自由を制</p>	<p>日本放送協会の受信料制度については、本案の意見募集の対象としておりませんが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

<p>限され、支払いを強制される構造は「公共」の名を騙った利権そのものである。総務省には、放送事業者の経営実態を免許条件として厳しく監視する責任がある。これほどまでに国民の不信を招き、説明責任を果たせていない受信料体系を放置したまま、漫然と免許を更新することは、総務省自身が「不透明な徴収構造」を公認していることに等しい。</p> <p>したがって、総務省は放送事業者の経営実態を厳しく監視し、**受信料体系の透明化と、二重徴収の廃止を免許付与の絶対条件とすべきである。</p> <p>**国民が納得していない徴収を前提とした免許方針は、技術の進歩を国民の選択肢拡大ではなく、利権温存のために悪用するものであり、到底認められない。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>		
---	--	--